

新旧対照表

令和6年3月
au カブコム証券

・ 投資信託積立取引クレジットカード決済約款

新	旧	備考
<p>第6条（本サービスの取引形態）</p> <p>1 サービスをご利用になるお客様は、当社の定める毎月一定の日にお客様の指定する投資信託（以下「指定投資信託」といいます。）の買付金額（以下「設定金額」といいます。）をクレジットカード会社を通して支払わせることにより決済するものとします（以下「クレジットカード決済」といいます。）。その際、当社はクレジットカード会社に対して与信照会を行い、クレジットカード会社より与信結果を受理または確認後、クレジットカード会社が当社の証券総合取引口座に支払う立替金を基に指定投資信託を買い付けます。ただし、当社またはクレジットカード会社でシステム障害等の不可抗力事由が発生し、当社の証券総合取引口座に支払われる立替金の入金が遅延した場合は指定投資信託の買付けが行われない場合があります。</p> <p>2 お客様は、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で設定金額を指定するものとします。</p>	<p>第6条（本サービスの取引形態）</p> <p>1 サービスをご利用になるお客様は、当社の定める毎月一定の日にお客様の指定する投資信託（以下「指定投資信託」といいます。）の買付金額（以下「設定金額」といいます。）をクレジットカード会社を通して支払わせることにより決済するものとします（以下「クレジットカード決済」といいます。）。その際、当社はクレジットカード会社に対して与信照会を行い、クレジットカード会社より与信結果を受理または確認後、クレジットカード会社が当社の証券総合取引口座に支払う立替金を基に指定投資信託を買い付けます。ただし、当社またはクレジットカード会社でシステム障害等の不可抗力事由が発生し、当社の証券総合取引口座に支払われる立替金の入金が遅延した場合は指定投資信託の買付けが行われない場合があります。</p> <p>2 お客様は、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で設定金額を指定するものとします。</p>	

<p>3 本サービスを利用した投信積立のお客様一人当たりの1か月間の設定金額の総額は 10万円 を限度とします。</p> <p>(2022年3月) <u>(2024年3月)</u></p>	<p>3 本サービスを利用した投信積立のお客様一人当たりの1か月間の設定金額の総額は 5万円 を限度とします。</p> <p>(2022年3月)</p>	<p>記載変更</p> <p>記載追加</p>
---	--	-------------------------